

インボイス制度の概要

■ 適格請求書（インボイス）とは

次の事項が記載された書類（請求書・納品書・領収書・レシートなどその**名称は問わない**）

適格請求書	適格簡易請求書
①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	同左
②取引年月日	同左
③取引の内容（軽減対象資産にはその旨）	同左
④税率ごとに区分して合計した対価の額（ <u>税抜き又は税込み</u> ）及び <u>適用税率</u>	④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
⑤ <u>税率ごとに区分した消費税額等</u>	⑤税率ごとに区分した消費税額等 <u>又は</u> 適用税率
⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	<u>記載不要</u>

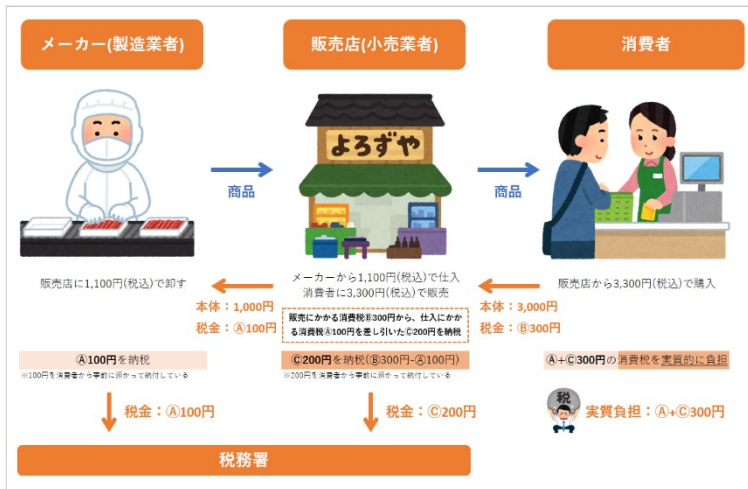
※ アンダーラインは、現行制度における請求書等の記載事項に追加される事項です。

※ アンダーラインは、適格請求書の記載事項との違いです。

※ ⑤については、**一の適格請求書につき税率の異なるごとに1回端数処理**を行うとされている。

※ 適格請求書の記載事項は、**複数の請求書等に分けて記載**することができる。

■ 消費税の仕組み



簡易課税のみなし仕入率

業種	率
卸売業	90%
小売業	80%
製造・建設・農業等	70%
飲食業・加工賃等	60%
運輸・サービス業等	50%
不動産業	40%

<原則課税> 課税売上の消費税額 - 課税仕入の消費税額（仕入税額控除）

<簡易課税> 課税売上の消費税額 - 課税売上の消費税額 × みなし仕入れ率

※ 簡易課税は、前々事業年度の課税売上高が **5,000万円以下** で事前届出をした場合のみ。

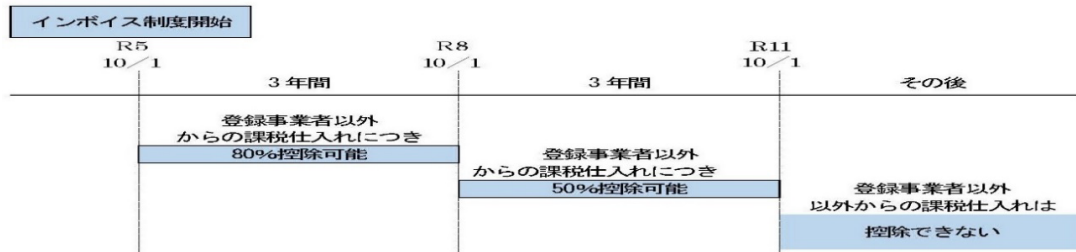
■令和5年10月1日以後は適格請求書等保存方式

①適格請求書等を発行できるのは「適格請求書発行事業者」に登録した課税事業者に限られる。

(免税事業者は適格請求書等を発行できない。)

※免税事業者…原則として前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、消費税の申告・納付が免除されている。

②買手側(仕入側)は、売手側が発行した適格請求書等を保存しなければ仕入税額控除ができない。



③インボイス交付義務が免除されるもの(売り手側)

- (1) 公共交通機関特例…3万円未満
- (2) 自動販売機特例…3万円未満
- (3) 卸売市場特例…出荷者が卸売市場において行う生鮮食品等の譲渡
- (4) 農協特例…生産者が農協、漁協、森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
- (5) 郵便局特例…郵便ポストに差し出されたもの

④少額な返還インボイスの交付義務免除(令和5年度改正)

税込価額が1万円未満である適格返還請求書の交付義務を免除する。

⑤インボイスの保存を要しない取引(買い手側)

- (1) 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送 → 1回の取引の税込価額によって判定
- (2) 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- (3) 郵便ポストに差し出されたもの
- (4) 適格請求書の記載事項(取引年月日以外)を満たす入場券等が使用の際に回収される取引
- (5) 古物商を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から、古物を棚卸資産として購入する取引
- (6) 質屋を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から、質者を棚卸資産として購入する取引
- (7) 宅地建物取引業を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から、建物を棚卸資産として購入する取引
- (8) 適格請求書発行事業者でない者から、再生資源及び再生部品を棚卸資産として購入する取引
- (9) 従業員に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当

⑥少額特例(令和5年度改正)

対象期間 令和5年10月1日から6年間

対象者 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高5,000万円以下

→ 1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除可

※1回の取引の課税仕入れの税込金額で判定 → 一商品ごとではない。

⑦2割特例(令和5年度改正)

- (1) 対象期間 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間
(例) 個人事業者 令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで(4回分)
- (2) 対象者 インボイス発行事業者の登録をしなければ、課税事業者にならなかった者
- (3) 税額計算 みなし仕入率が80%である簡易課税制度と同じ計算方法
- (4) 事前の届出が不要 → 確定申告書に付記するだけ
- (5) 2年間の継続適用の縛りは無い。
- (6) 申告時に、簡易課税 or 本則課税とも選択適用が可能
- (7) 簡易課税への移行 2割加算の適用を受けた者が、その翌課税期間中に簡易課税適用を受ける届出書を提出したときは、その提出した課税期間から適用を認める。

⑧手続きの柔軟化(令和5年度改正)

- (1) 課税期間の初日から登録を受けようとする免税事業者の登録申請書の提出期限
当該課税期間の初日から起算して15日前の日 → 3月決算法人は前課税期間の3月17日
- (2) 翌課税間の初日から登録を取り消そうとする事業者に係る届出書の提出期限
当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日 → 登録を取消しないと免税業者になれない
- (3) 適格請求書発行事業者の登録希望日の記載
登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の登録希望日を記載する
→ 登録希望日後に登録されたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなす。
- (4) 申請期限後に提出する場合に記載する「困難な事情」は記載がなくても改めて求められない。